

内閣府設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>(文部科学省設置法の一部改正)</p> <p>第二条 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第三款 宇宙開発委員会(第八条 第十七条)」を「第三款 削除」に改める。</p> <p>第四条第六十五号中「推進」の下に「に関する事務のうち科学技術の水準の向上を図るためのもの」を加える。</p> <p>第六条第一項を次のように改める。</p> <p>本省に、科学技術・学術審議会を置く。</p> <p>第三章第二節第三款を次のように改める。</p> <p>第三款 削除</p> <p>第八条から第十七条まで 削除</p>	<p>(文部科学省設置法の一部改正)</p> <p>第二条 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第七条」を「第七条 第十七条」に、「第三款 宇宙開発委員会(第八条 第十七条)」を「第三款 国立大学法人評価委員会(第十八条・第十九条)」に、「第五款」を「第四款」に改める。</p> <p>第四条第六十五号中「推進」の下に「に関する事務のうち科学技術の水準の向上を図るためのもの」を加える。</p> <p>第六条第一項を次のように改める。</p> <p>本省に、科学技術・学術審議会を置く。</p> <p>第三章第二節第三款の款名を削る。</p> <p>第八条から第十七条までを次のように改める。</p> <p>第八条から第十七条まで 削除</p>

第三章第二節中第四款を第三款とし、第五款を第四款とする。